

## 傷害見舞金制度について

- ・ 傷害見舞金の請求手続きは、昨年度と同じです。
- ・ 用紙は日本協会の HP から取り出してください。  
(HP → 競技者・普及育成 → 申請書一覧)
- ・ 傷害報告書 1 の「送金先」は、チーム代表者の口座（傷害を負ったプレーヤーではない）を記入してください。押印も忘れないでください。
- ・ 傷害報告書 2 は、受傷機転が「スクラム」か「タックル」の時のみ必要です。
- ・ 治療が終了したら、傷害診断書を提出してください。
- ・ 傷害報告書 1・2 の提出は、受傷発生から 30 日以内、傷害診断書は 2 ヶ月以内にお願いします。（診断書は最大 6 ヶ月以内ですが、できるだけ早期にお願いします）
- ・ 脳振盪は 2026 年 4 月より、報告書はオンライン形式になります。傷害見舞金を請求する場合は、①傷害報告書②傷害診断書③脳振盪報告書（オンライン）④脳振盪復帰証明書が必要です。

※関西協会からの入金の詳細が明記されません。一度に複数名の入金があった場合、個人の判別ができませんので、できるだけ入金のお知らせをしたいと思います。書類を提出する際に、代表者（口座名を記入された方）のメールアドレスを教えてくださいと助かります。メモ程度で構いませんので、ご協力をお願いします。

傷害見舞金担当者：森原史隆

【自宅】

〒720-0092

福山市山手町 3-10-6                      TEL 084-952-4930（携帯電話、FAX はありません）

【勤務先】広島県立福山誠之館高等学校

〒720-0082

広島県福山市木之庄町 6-11-1      TEL 084-922-0085      FAX 084-922-0088

E-mail f-moriharak960951@hiroshima-c.ed.jp